宮崎大学まちなかキャンパス使用心得

1. 管理者について

宮崎大学まちなかキャンパス(以下、「まちなかキャンパス」という)は宮崎大学 が管理しています。

2. 使用申請について

宮崎大学まちなかキャンパス規程に基づき、「宮崎大学まちなかキャンパス使用許可申請書」を宮崎大学学び・学生支援機構地域人材育成課(以下、地域人材育成課という)、または、宮崎大学まちなかキャンパス(若草通)に提出してください。

(1)使用可能時間

- 1) 開館時間が平日午前11時15分から午後6時まで、土日は午前9時から午後4時までですので、その時間内での使用が可能です。(準備・片付け等含む)
 - 2) 学長が認めた場合は、時間外の使用が可能です。

(2)受付期間

- 1)地域人材育成課では平日の午前9時から午後4時まで、まちなかキャンパスでは開館時間内が受付時間となります。(年末年始、祝日、一斉休業期間等を除く)
- 2) 使用する予定の日の1週間前までに申請書を提出してください。
- 3) ただし、まちなかキャンパスと併せてアーケード道路(市道橘通老松線)を使用する場合は、若草通商店街振興組合、宮崎市及び警察署の許可が必要となりますので、「道路使用許可申請書」と併せて3週間前まで(学外機関は4週間前まで)に提出してください。

3. 使用決定について

原則、受付順に使用を許可します。申請者には地域人材育成課から「宮崎大学まちなかキャンパス使用許可書」を送付します。

4. 使用料金について

申請書を受理した際に、別紙「宮崎大学まちなかキャンパス附帯設備使用申請書」に基づき、使用料金を計算します。その後、使用許可書に使用料を記載しますので、使用日の前日までに宮崎大学財務部財務課出納係にてお支払いいただくか、本学が指定する銀行口座に振り込んでください。なお、振込手数料は使用者負担となりますので、ご了承ください。

5. 使用を許可できない場合について

使用目的が主として営利及び政治・宗教活動を目的としたもの並びに公序良俗に反するものについては、使用を許可しません。

6. 使用許可の取り消しについて

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

使用許可を取り消し、又は使用の停止をさせたことによって使用者に損害を及ぼす ことがあっても、本学はその責めを負いません。

7. 使用の譲渡等の禁止について

まちなかキャンパスを使用する権利を譲渡、または転貸することはできません。

8. 使用を中止、または変更する場合について 使用を中止、または変更する場合は、速やかに地域人材育成課にご連絡ください。

9. 注意事項について

- 全面禁煙となっておりますので、お煙草はお控えください。
- ・使用後は使用前の状態に戻してください。
- ・飲食やその他で出たゴミについては、各自でお持ち帰りください。
- ・設備等を汚したり破損した場合は、必ずまちなかキャンパス事務員に申し出てください。この際、修繕等に係る経費は使用者の負担となります。
- ・ライターやコンロなどの火器については、絶対に使用しないでください。
- ・紛失・盗難防止のため、貴重品等については各自で管理してください。
- まちなかキャンパスでは飲食は可能です。

10. 申請先及び問合せ先について

《宮崎大学学び・学生支援機構地域人材育成課》

〒889-2192 宮崎市学園木花台西1丁目1番地 大学会館3F

TEL:0985-58-7188

E-mail: machinaka@of.miyazaki-u.ac.jp

《宮崎大学まちなかキャンパス》

〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目4番36号 村武ビル1階

TEL:0985-55-0553